

宝塚市内の農地を売買・贈与・貸借したい方へ

宝塚市内の農地の売買・贈与・貸借などには、宝塚市農業委員会の農地法第3条に基づく許可が必要です。この許可を受けないでした行為は無効となります。

詳しくは、宝塚市農業委員会事務局（市役所2階）にお問い合わせください。

農地法第3条の主な許可基準

次のすべてを満たす必要があります。

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ② 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ③ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
- ④ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）

※ 農地を借りる場合は、農業生産法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書などの要件はあります）

※ 法改正に伴い、下限面積要件は廃止となりました。（令和5年4月1日施行）

農地法第3条許可事務について

宝塚市農業委員会では、毎月末日を締め日とし、締め日までに提出された申請について、翌月20日頃の委員会の会議に上程します。事務局（本庁舎）が書類提出の窓口です。申請書と添付書類の確認、現地調査を経て、農業委員会で審査のうえ、許可（不許可）を決定します。

締め日から4週間以内を目途に許可書を交付します。

【参考】農地法第3条許可申請から許可書交付までの流れ（宝塚市農業委員会）

★ 申請者の方の流れ

申請についての相談

※ 申請にかかるご相談は、ご足労ですが、農業委員会事務局（本庁舎2階）までお越しく下さい。（担当者の不在や窓口の混雑等により、お待たせする状況为避免のため、農地に係るご相談、お手続きの際は、ご来庁の日時について事前連絡をお願いします。）

住所：宝塚市東洋町1番1号

TEL：0797-77-2110

申請書の記入
(添付書類の用意)

※ 申請内容に応じて、農地法第3条許可申請書（農業委員会事務局にあります）に記入いただきます。内容に応じて必要書類も異なりますので、記入例や必要書類一覧表をご参照ください。

提出前の再確認

※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

申請書の提出

※ 農業委員会事務局が書類提出の窓口です。

★ 農業委員会の流れ

申請書類の提出から許可書の交付までの標準的な期間は、4週間程度です。（月末締め切り）

申請書の受付

※ 書類受付の後、内容確認等のため、農業委員会事務局から連絡させていただくことがあります。また、申請書提出後の翌月7日前後に、申請者の方の立ち合いのもとで、現地調査を行います。ご協力をお願いします。

申請内容の審査

※ 審査補の記載や添付書類に漏れがないか、許可基準に適合するか等を審査し、翌月20日前後に開催される農業委員会の会議で、許可・不許可を決定します。

許可書の交付

※ 許可書は翌月末を目途に、農業委員会事務局でお渡しします。